

〈論 説〉

アメリカ統一親子関係法における親子鑑定

中村 恵

1 はじめに

今日、科学技術の進歩の影響を受け、生殖補助医療技術とDNA等の鑑定技術というふたつの方向から法的親子関係のあり方があらためて問われている。本稿では後者、すなわちDNA等の鑑定技術の進歩がもたらした法的親子関係のあり方に関する議論に焦点をあてる。これらの技術が出現する以前においては、母子関係は分娩の事実により明白であるが、父子関係については誰が父であるかは定かではなかった。通常、夫婦が同居し正常な婚姻生活を営んでいるところに生まれる子は夫と妻の血を分けた子と推定されよう。わが国ではこの推論は民法上、嫡出推定という形で取り入れられている。民法七七二条は、婚姻中に妻が懐胎した子は夫の子と推定され（同条一項）、さらに婚姻成立の日から二〇〇日後、または婚姻の解消もしくは取消の日から三〇〇日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎した子と推定される（同条二項）、と規定する。この二段の推定により、妻の生んだ子は嫡出性を付与され、夫の嫡出子とされるのであり、①父性の推定、②嫡出性の付与、③嫡出否認の訴えの前提としての嫡出推定、

という三つの要素がこの規定に盛り込まれている。この嫡出推定は、夫が子の出生を知った時から一年以内に嫡出否認の訴えを提起しなければ覆すことはできず（七七四条、七七五条、七七七条）、また子の出生後に父が子の嫡出性を承認したときには、その否認権は消滅する（七七六条）。このように嫡出推定は強力であるため、生物学的に父子関係のない者でも法的父子関係が確定されてしまうおそれがあるので、学説・判例は、妻が夫によって懐胎することが不可能な事実があるときには、嫡出推定が及ばないことを認めている。この場合には、確認の利益ある者は実親子関係存否の確認の訴え（人事訴訟法二条）によっていつでも父子関係を否定することができることになる。どのようなときに嫡出推定が及ばないかをめぐり従来から学説の対立がみられるが、DNA等の鑑定によって血縁関係の有無の可能性が明確に判定されるようになったことで、誰を法的父とすべきかという困難な問題が先鋭化している。さらに、未婚・非婚の女性が生んだ子の父は誰かについて、日本には認知制度がある。非嫡出子の父子関係は、子の生物学上の父が認知届を出すことによって父子関係が発生する任意認知と認知の訴えによって父子関係が認められる強制認知のふたつの方法によって、確定する。特に後者の認知の訴えが認められる判断基準としては、民法上に証拠法則の規定が欠けるため、自由心証主義によって判断されている。判例の集積により、①懐胎可能期間に原告の母と被告に情交関係があったこと、②懐胎可能期間に原告の母が被告以外の男子と情交関係をもたなかったこと、③原告と被告の血液型上の背馳がないこと、④被告の父としての言動、等をもとに、総合的に判断されているといわれる。いずれも間接事実の証明の積み重ねであり、プライバシーの暴きあいによる法廷闘争をするよりも、DNA鑑定のような父子関係の蓋然性を数的に示したものを指標にして、父子関係の存否を判断すべきではないかということが議論されている。

科学技術の進歩の影響を受けて法的親子関係のあり方が問われているのはわが国だけではなく、アメリカにおい

でも同様である。嫡出子の父子関係について、アメリカは非嫡出子の差別的扱いをなくす努力が判例や一九七三年の「統一親子関係法 (Uniform Parentage Act)」をモデルとする各州の制定法によってなされてきているため、わが国のような嫡出推定規定ではなく、父性推定規定をおく州が多い。しかし、婚姻を基礎として父子関係を推定しているという点においては同じであり、子と血縁を有する夫以外の男性がその推定を覆すことができるかということがまさに問題となっている。また、アメリカは事実主義のため、わが国のような認知の制度はないが、近年、後述するように任意の承認手続きを導入するに至っている。こうした状況を受け、統一親子関係法は二〇〇年に全面的に改訂され、二年後の二〇〇二年に若干修正されている。そこで、本稿では、父子関係の確定と親子鑑定との関係について、統一親子関係法がどのように扱っているかについて概観する。

## 2 統一親子関係法 (Uniform Parentage Act<sup>1</sup> 以下 UPA) の変遷

### (1) 一九七三年の統一親子関係法 (Uniform Parentage Act (1973))

歴史的には、婚姻している女性が産んだ子はすべて法律上、その夫の嫡出子 (legitimate child) であるという嫡出推定 (presumption of legitimacy) が、もともと強力な推定のひとつとして知られている。イギリスにおいて、この推定は、夫が四海内 (within the four seas)<sup>2</sup>、すなわちイギリス国内にいる場合に限り決定的 (conclusive) であり、夫が子の懐胎時に不能 (impotent) である<sup>3</sup>ことを証明することによってのみ覆すことができた<sup>4</sup>。この推定は、夫婦ともに懐胎時に交渉がないと証言することを否定する「マンスフィールドのルール (Lord Mansfield's Rule)」という証拠ルールによって支持された<sup>5</sup>。その結果、血液検査やDNA鑑定のない時代であるため、嫡出推定を覆すことはほとんど不可能であった。この推定はコモン・ローとともにアメリカに継受された。

非嫡出子 (illegitimate child) は、イギリスにおいて「何びとにも非ざる子 (filius natus)」あるいは「私生児 (bastard)」として相続権が与えられず、法律上、不当な扱いをされてきたが、アメリカにおいても、非嫡出子は、母からは扶養されるが、父に対する扶養請求権はなく、労災補償や不法死亡訴訟においても父との関係では利益を享受することは認められていなかった。<sup>(3)</sup> このような非嫡出性の否定的結果をなくすために、統一州法委員全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws、以下 NCCUSL) は、一九二二年に「統一非嫡出子法 (Uniform Illegitimacy Act)」を、次いで同法を廃止し一九六〇年に「父子関係に関する統一法 (Uniform Act on Paternity)」を作成したが、わずか六州でしか採択されなかったため、その努力は続けられ、一九七三年に「統一親子関係法 (Uniform Parentage Act (1973)、以下 U P A 一九七三)」でようやく結実した。これら一連の努力によって目指された非嫡出子のために確保されるべき主たる権利は扶養請求権であったが、同法作成中に連邦最高裁が非嫡出子に対し嫡出子に与えられるのと同じ実体的扶養請求権を認めたので、U P A 1973は嫡出子に対する非嫡出子の平等な法的権利の必須条件に焦点が当てられた。<sup>(4)</sup>

U P A 一九七三は、第二条において、「親子関係は、当該親の婚姻上の地位に関わらず、すべての子およびすべての親に等しく及ぶ。」と規定した上で、第三条において、親子関係は、(1)実母 (natural mother) と間では子を出生した証拠により、あるいは本法において確定し、(2)実父 (natural father) との間では本法において確定しうると規定されている。そして、第四条において、法的父子関係の確認過程を容易にするための父性推定規定をもうけている。同条(a)項は、以下の(1)〜(5)のいずれかの場合に該当する男性は実父であると推定される。(1)子の母と婚姻しており、かつその婚姻中にあるいはその婚姻終了の三〇〇日以内に子が出生した場合、(2)子の出生前に子の母と婚姻を試みたがその婚姻は無効であり、かつその試みた婚姻中にあるいはその試みた婚姻終了の三〇〇日以内に子が

出生した場合、(3)子の出生後、その母と婚姻しているかあるいは婚姻を試みており、かつ(適当な裁判所か人口動態統計局に)ファイルされた書面で父子関係を承認しているか(acknowledge)あるいは書面による任意の約束のもと子を扶養する義務がある場合、(4)子が未成年である間、家庭に子を受け入れかつ子を実子(natural child)として子を公然と保持する(hold out)場合、(5)(適当な裁判所か人口動態統計局に)ファイルされた書面で父子関係を承認し、かつ母がそれを通知された後相当な期間内にその承認を争わない場合。同条(b)項において、これらの推定は明白かつ説得力ある証拠(clear and convincing evidence)によってのみ適切な訴えにおいて覆すことができ、さらに推定が競合する場合には、事実上、政策と論理のより重要性が高い考慮(the weightier considerations of policy and logic)に基づく推定が支配するとする。

第六条は、子、その実母そして第四条(a)項の(1)(2)(3)のいずれかで推定される男性は、いつでも父子関係が存在することを宣言する訴えを提起することができ、子の出生後五年以内に父子関係の不存在を宣言する訴えを提起することができると規定する。また、いかなる利害関係人も第四条(a)項の(4)(5)のいずれかで推定される父子関係の存在しないし不存在を決定するためにいつでも訴訟を提起することができるとする。したがって、婚姻に基づく父性推定の場合、推定を争う提訴権者および提訴期間が制限されている。

第一条において、裁判所は、当事者の請求があり次第、その子、母、父と主張する者に血液検査に服することを要求できると規定し、父子関係の確定に血液検査が導入されている。また、第一二条において、父子関係の証拠として、(1)懐胎可能期間の母と父と主張する者との間の性交の証拠、(2)母の懐胎可能期間に基づく父と主張する者の父子関係の統計的可能性に関する専門家の意見、(3)可能であれば、父と主張される者の父子関係の統計的可能性の証拠と合致する重みのある血液検査結果、(4)専門家によって行われた検査に基づく子の父と主張される者の父子

関係に関する医学的、人類学的証拠、(5)子の父子関係の問題に関する他のすべての証拠、が列挙されている。UPA一九七三で採用されている科学的鑑定方法の基本である血液検査は、一九三〇年頃までに発達し、その後五〇年を経てほぼ全州でそのような検査を父と主張する者を父子関係から排除するための証拠として取り入れられている。一九七〇年代に登場した遺伝子検査 (genetic test) はまだUPA一九七三では採用されていない。

(2) 二〇〇〇年の統一親子関係法 (Uniform Parentage Act (2000)、以下UPA二〇〇〇)

まず、UPA一九七三が改訂されるまでの背景を概観する<sup>(5)</sup>。何世紀の間、婚姻中に生まれた子は決定的に (conclusively) 婚姻の子であると推定されてきた。やがて、夫と妻が懐胎可能期間に性交渉を持つはずがないということを証明しえた場合にこの推定が疑わしいとしてこの準則にわずかな変化が生じた。後に、懐胎時期に夫が不能、断種、在監中であればこの準則の変更は許された。例外はすべて夫がその妻の子の生物学上の父ではないということを証明する夫の能力にかかっていた。

親子鑑定の進歩は、夫が彼の父子関係がないことを証明しうるたくさんの状況を大きく拡大させた。そのような鑑定もまた婚姻の外にいる者にとっても夫が十分に親の義務を受け入れている場合でさえ父子関係を主張することを可能にした。裁判所と立法府はそのような婚姻子の父子関係を争うことの拡大が望ましいかどうか考慮しなければならなかった。

今日、事実審はしばしば離婚あるいは離婚後の手続き上の問題に直面している。夫は婚姻中に生まれた子の父子関係に疑問をもち親子鑑定を要求する。離婚後の手続きにおいて、扶養義務を履行していない父が抗弁として父子関係がないことを挙げ、裁判所に鑑定命令を求めることができる。裁判所はそのとき生物学上の父子関係が子に

とつて安定した関係を維持することよりもより重要であるかどうかを衡量しなければならない。

非婚男子の父子関係 (the paternity of nonmarital children) については、最近まで、扶養請求手続き (paternity proceedings) は本質的には準刑事的 (quasi-criminal) であった。父と目される男性は逮捕され、陪審が行われ、母が合理的疑いを超えて父子関係を証明しなければならなかった。そのような手続きは子の情緒的、心理学的、家族の利益をもたらさなかった。すなわち、子の扶養責任からその人たちを解放することをもたらしした。父が父子関係を確立し子との関係もちたいという思いでさえ考慮されなかった。

一九二二年後半、NCCUSLは統一非嫡出化法を提案したとき、そのモデルはまだ準刑事手続きであった。さらに、扶養請求訴訟を提起するかについての決定はまだ大きく母に残されていた。州が訴訟を提起する場合に子が公的扶助に依存するようになるまで、母も父も当該訴訟を開始することはできない。

一九七〇年代に、いくつかの州が任意に子のために父子関係を確定したい親が比較的に非公式な審理に参加することができ、書類に署名し、子のための父子関係命令を得ることができる行政上の過程を立ち上げたときに変化が始まった。行政の出先機関はその際裁判所がそれを認容し、事実認定を当事者を拘束する司法上の命令にし、他州において十分な信頼と信用を与えたということを命令に記載した。

一九三〇年まで、男性の父子関係を排除する初歩的な血液検査が発展した。五〇年以上経ち、ほぼ全州が父子関係から父と目される者を排除するための証拠にそのような検査が受け入れられた。一九七〇年代に、父子関係を否定することより以上の検査を提供する現代の遺伝子検査が現れた。これらの検査は対象とされた男性が問題となっている子の父であるという九九%を超える可能性を提供することができる。目に見えた形の正確さで父子関係を肯定することも否定することもできる検査は、行政的な過程および父子関係の承認手続きとともに、父と目される男

性にとつては好ましいものとされた。

子の出生直後に扶養請求訴訟を要求する多くの州法を無効にした連邦最高裁の一連の判例の結果、州法においてもまた変化が起きた。いくつかの州は扶養請求事件における制定法上の制限を解釈あるいは規定の削除によってなくした。連邦最高裁はまた、扶養請求事件において刑事的基準である合理的疑いを超える証明よりもむしろ証拠の優越性という非刑事的基準を使用することが憲法上許されると判示した。

議会もまた社会保障法のタイトルⅣ―Dの改訂を通じて、劇的な変化を始めた。実体的要件と財政的罰則・報奨金の組み合わせにより、全州を共通の父子関係確定プロトコルに向かわせた。父子関係確定基準を満たさなかった州には、州がその基準を満たさないことが係属する年ごとに段階的に上がる実質的な予算上のペナルティという結果をもたらす。議会はまた、合理化した父子関係の確定手続きの積極的な実施を奨励する州に報奨金を与えた。これらの変化を適切に実施することが父子関係の確定からいくつかの利点を得る子の福祉にとつては重要である。

(子への多くの利点とは、財政的支援、情緒的支援、家族の結びつき、社会保障費、軍事的配分額、労働者補償、健康保険、遺伝情報、相続権を含む。)

州政府および連邦政府は、子と母による父子関係の確定を容易にするための立法を行っている。一九八四年から一九九八年にかけて、連邦議会は州が非婚姻子のための父子関係の手続きを作るよう働きかける立法を多数採択している。例えば、連邦法は、いずれの親も子の出生後一八歳に達するまで paternity suit を提起するようにし、父子関係が争われている場合には genetic test の結果に基づいて父子関係が確定される<sup>(7)</sup>。

父子関係の確定手続きの重要な発展は、司法手続き (judicial proceedings) から任意の宣誓供述書 (voluntary affidavits) へと移行したことである。これは一九九二年に、出産施設の母を対象として、数州が、反証可能な父子

関係の推定を確立する宣誓供述書を病院に配布したのが始まりであり、その後、連邦議会はすべての州が voluntary paternity establishment programs を採用するように要件つきの予算法案を採択した。改訂された二〇〇二年 U P A (the Uniform Parentage Act (2000, amended in 2002))<sup>(9)</sup> にも、この連邦法に呼応して、第三章に父子関係の任意の承認手続き (voluntary acknowledgment of paternity) が取り入れられている。

こうした様々な状況の変化に対応するため、二〇〇〇年に N C C U S L は親子関係に関するモデル州法案として、新しい統一親子関係法を作成した。同法は、U P A 一九七三の改訂にとどまらず、N C C U S L がこれまで作成してきた親子関係に関する統一法が一本化された形となっている。本法案は全九章から成り、第一章は定義規定などの一般規定を、第二章は親子関係の確定の仕方、第三章は連邦法によって強化された父子関係の承認手続きを、第四章は養子縁組手続きや親の権利終了手続きに関する通知を未(非)婚の父が得るための父子関係の登録制を、第五章は親子関係を確定するための遺伝子検査を、第六章は親子関係決定手続きを、第七章は生殖補助医療によって産まれた子の親子関係を、第八章は代理母契約を(本章を採択するか否かは各州に委ねられている)、第九章は施行日や本法案が承認されたことよって Uniform Act on Paternity、U P A 一九七三、Uniform Putative and Unknown Fathers Act、Uniform Status of Children of Assisted Conception Act、その他矛盾する制定法が廃止されることなどを、それぞれ規定している。以下では主に第二章、第五章、第六章について、概要を示す。

U P A 二〇〇〇では、U P A 一九七三の第四条(a)項の(4)および(5)が削除されている。第四条(a)項の(4)は、子が未成年である間、家庭に子を受け入れかつ子を実子 (natural child) として子を公然と保持する (hold out) 場合という規定である。この推定は、遺伝子検査が父子関係を決定するより良い方法であるため、推進されなかった。第四条(a)項の(5)は、(適当な裁判所か人口動態統計局に) ファイルされた書面で父子関係を承認し、かつ母がそれを通知

された後相当な期間内にその承認を争わない場合という規定である。この推定は、第三章 (article 3) の Voluntary Acknowledgment という父子関係の任意の承認手続きがもうけられたことにより、削除された。

婚姻を基礎とする父性推定はほぼ内容を変更していないが、その推定は次の規定にもとづく裁判所の判決によってのみ覆されうるとしている (二〇四条)。第六〇七条(a)項によると、別に(b)項に規定される場合を除き、推定される父 (Presumed Father) を有する子の親子関係を決定するために、推定される父、母、あるいは他の個人によってもたらされた手続きは、子の出生後二年以内に開始されなければならない。UPA一九七三が作成された当時、子の父であると主張する第三者に父性推定を覆す当事者適格を認めない傾向が強いとされていたが、二〇〇〇年には、三三州が推定される父を有する子の父であることを主張する男性に対し婚姻に基づく推定を覆す権利を認めているものの、いくつかの州では絶対的に禁じている。そこで、UPA二〇〇〇は、同条(b)項において、子と子の推定される父との間の父子関係の反証を求める手続きは、裁判所が、(1)推定される父と子の母が懐胎可能期間に互いに同居も性交もなかったこと、さらに、(2)推定される父が一度も公然と彼自身の子として子を扱っていないなかったこと、を決定する場合にいつでも維持されうるとする。

また、第六〇八条では禁反言の法理によって父子関係を否定することを禁ずるといって paternity by estoppel を導入し、同条(a)項は、本条の手続きにおいて、裁判所が、(1)母あるいは推定される父の行為が、親子関係を否定することをその当事者に禁じており、かつ(2)子と推定される父との間の父子関係を反証することが不公平となる、と決定した場合、遺伝子検査のための命令を求める申立てを裁判所は否定できるとする。同条(b)項は、その申立てを否定できるか否かを決定するにつき、裁判所は子の最善の利益を考慮しなければならないとして、子の年齢や推定される父の父子関係が否定された場合の子への損害など九つのファクターを挙げている。

UPA 2000はその第五章 (Article 5) を GENETIC TESTING と題して、親子関係を決定するために遺伝子検査を導入した。遺伝子検査は、裁判所あるいは扶養執行行政機関 (support enforcement agency) の命令によって行われる場合と、その命令が出る前に当事者によって任意に行われる場合の両方が認められている (五〇一条)。また、遺伝子検査は、アメリカ血液銀行協会 (the American Association of Blood Banks) ならびにアメリカ組織適合免疫遺伝学会 (the American Society for Histocompatibility and Immunogenetics) によって認定された検査ラボあるいは連邦保健社会福祉長官 (the Federal Secretary of Health and Human Services) による認定団体において、遺伝子検査の分野の専門家によって行われなければならない、その検査に用いられる試料は、血液、ほおの細胞、骨、髪、その他の身体組織や体液から成り立つ (五〇三条)。反証可能な子の父として確認されるためには、遺伝子検査の結果が少なくとも、九九%の probability of paternity と一〇〇対一の paternity index を示すことが求められている (五〇五条)。probability of paternity とは、父と主張する者が属する民族あるいは人種のグループに基づいて、子の父である可能性をはかる方法であり、paternity index とは、遺伝子マーカーに基づいて、子の父であるか否かの可能性が算定されて数値化されている指数である。草案では、probability of paternity の数値が九五%、九九・九%というようにいくつか提案されていたが、結局、この九九%の基準が採用された。その理由として、血液銀行協会やその他の認定団体あるいは州の裁判所の多くが採用している基準であったこと、九九%を超える高い基準は試料の乏しい検認手続き (probate proceedings) では証拠上の問題を引き起こすこと、父子関係を決定する手続きは証拠の優越に基づく民事訴訟であり、合理的な疑いを越える証拠に基づく刑事訴訟ではないこと、等があげられている。

第六二一条(c)項は、子が推定される父を有する場合には、(1)その母と推定される父の両者の同意があり、あるいは(2)第五〇二条にもとづき裁判所の命令にしたがって、遺伝子検査が行われなかったときには、その結果は親子関

係を決定するために許容されえない、と規定する。同条(c)項にあたらなければ、遺伝子検査の専門家の記録は証拠として許容されうる。

(3) UPA110011

二〇〇〇年に改訂されたばかりのUPAが二年後に修正された。これは、UPA二〇〇〇において、婚姻カップルと非婚カップルの扱いが異なるという批判にあい、アメリカ法曹協会(American Bar Association)になかなか承認されなかったためである。そこで、UPA二〇〇〇の大枠を変更せずに、married husband wifeという用語を削除するなどの修正が行われた。同性カップルの問題は先送りされた形である。

用語の変更以外に、変更された箇所としては、UPA二〇〇〇の第二〇四条に、UPA一九七三にはあった父性推定のひとつが同条(5)項として復活したことである。それは、子の人生における最初の二年間、子とともに同じ家庭に暮らし、公然と自分の子として子を保持している場合(holding out presumption)、というものである。UPA一九七三上のholding out presumptionには期間設定がなく、子の誕生から短期間の場合もあれば、長期間の場合も想定されるため、規定内容の不明確性が指摘されていた。非婚の子と婚姻の子との扱いをより等しくするため、holding out presumptionを復活させ、期間要件を明示したものである。この推定がなされれば、六〇七条の限られた状況下においてのみ争うことができ、そして同様に六〇八条の禁反言にしたがうことになる。

3 おわりに

本稿で取り上げたUPAはあくまでモデル州法案であるため、アメリカ各州においてUPAと全く同じ内容の制

定法があるとは限らず、また判例の動向も見なければ、実際のところはわからないが、UPAに盛り込まれた内容はアメリカの親子関係に関する課題と展望を示しているともいえ、わが国においても参考となる部分はある。わが国では嫡出子と非嫡出子という区別ないし差別が法制度上存在するのに対し、アメリカでは判例や立法によってその平等化が進められ、父子関係の確定方法についても、わが国では嫡出子か非嫡出子かによって制度が異なるのに対し、アメリカでは婚姻を基礎とする父性推定と事実主義に基づく *paternity action* や連邦法の影響を受けて導入された *voluntary acknowledgment of paternity*、遺伝子検査というように、子を一律に区別せずその法的親は誰かを確定する方法が様々に取り入れられている。わが国における親子鑑定については、外資系企業がビジネスで唾液や頬粘膜を採取する用具をクライアントに送り、クライアントはそれを使って唾液や頬粘膜を採取して返送し、検査会社が一週間程度で検査結果に確率をつけて送り返すということが行われている。DNA多型学会は、一九九七年に「DNA鑑定についての指針」をまとめ、こうした検査 (*Do-It-Yourself paternity test* あるいは *Paternity test by post* と呼ばれている) に対する懸念を表明している。<sup>10</sup> こうした検査は採取に鑑定者が責任を持たないため、個人的な交渉事には使えるかもしれないが、法廷では証拠能力はない。こうした状況下で親子関係を確定する方法として科学的鑑定の安易な導入は避けなければならない。しかし、わが国の認知制度はより事実主義への移行が進んだといわれ、調停前置主義がとられている嫡出否認の訴えや認知の訴えにおいては、DNA鑑定結果が幅をきかせている状況を鑑みると、法政策の違いという面があるかもしれないが、父子関係を確定する際に、きちんとした法的枠組みのもとで科学的鑑定を導入することが、子の福祉に適うのであれば、その検討の余地はある。

注

- (1) CLARK, THE LAW OF DOMESTIC RELATIONS IN THE UNITED STATES 191 (2d ed. 1988).
- (2) ヲグノーニチ Goodright v. Moss, 98 Eng. Rep. 1257 (K.B. 1777) 233p. トランスノーニチ脚が示したものと異なる。
- (3) See generally HARRY D. KLAUSE, ILEGITIMACY: LAW AND SOCIAL POLICY (1971).
- (4) Gomez v. Perez, 409 U.S. 535 (1973).
- (5) DHA一九七三が改訂された背景について、Paula Roberts, *Biology and Beyond: The Case for Passage of the New Uniform Parentage Act*, 35 FAM. L. Q. 41 (2001) を参照。
- (6) See, e.g., Pickett v. Brown, 462 U.S. 1 (1983); Mills v. Habluetzel, 456 U.S. 91 (1982).
- (7) 42 U.S.C. §666 (a)(5). ヲグニチは、child support program に必要な費用の六六%を連邦が州に付与する条件として、要求される制定法を採択しなければならない。see, 42 U.S.C. §655.
- (8) 二〇〇〇年法については拙稿「アメリカにおける父性推定—マイケル・H. 対ジェラルド・D. 事件判決を中心として—」上智法学論集四五巻四号一七七—一九三頁(二〇〇二年)、同「アメリカの新統一親子関係法—生殖補助技術によって生まれてきた子の法的親子関係を中心として—」比較法研究六四号一—二二—二六頁(二〇〇三年)を参照された。
- (9) DHA二〇〇二に233p. John J. Sampson, *Preface to the Amendments to the Uniform Parentage Act (2002)*, 37 FAM. L. Q. 1 (2003), Paula Roberts, *Truth and Consequences: Part I. Disestablishing the Paternity of Non-Marital Children*, 37 FAM. L. Q. 35 (2003), Paula Roberts, *Truth and Consequences: Part II. Questioning the Paternity of Marital Children*, 37 FAM. L. Q. 55 (2003) を参照。
- (10) 日本の親子鑑定については、勝又義直『DNA鑑定—その能力と限界』(名古屋大学出版会、二〇〇五年)一七三頁以下を参照。